

リベラル懇話会
政策提言書

国際関係分科会

2016年7月3日

9. 国際関係

1. 概要
2. 基本方針
3. 責任外交と平和主義
 - 3-1. 厚みのある国際社会
 - 3-2. 東アジア地域の安定
 - 3-3. 人間の安全保障・人間開発・人権保障
4. 結び

9-1. 概要

本報告書では「厚みのある社会」を掲げ、その問題意識を全分科会が共有した上で、それぞれの専門分野ごとに個別具体的な政策提言を展開している。その趣旨は国際関係分科会（以下、「本分科会」という。）においても同様である。「厚みのある社会」を実現する一手段として対外政策や安全保障政策などの政策パッケージを位置づけ、我が国において望ましい国際関係のあり方を提起するというのが本分科会の立場である。

本報告書・総論（以下、「総論」という。）では、国民とは政府が提示する政策パッケージの「受動的な消費者」ではなく、「市民相互の連帯において、他者の痛みや苦痛に共感能力を働かせつつ、経済的・社会的・身体的問題等から、自律および自立が困難となっている人びとも含め、人びとの幸福と厚生を充実させるべく、選び出し／作りだしていく選択者」でなければならないと位置づけている¹。この原則は自己利益を追求するのみではなく、他者の困難を慮りながら社会全体の幸福と厚生を実現するための秩序を形成する主体としての国民を想定しており、かつ受動的な消費者ではなく、かかる共生的な秩序を能動的に作り出していく選択者であらねばならないという含意において、本報告書の掲げる「厚みのある社会」の根幹に関わる前提である。この前提は国際関係においても同様である。「厚みのある社会」の一員である国民がそうした秩序を形成していくための選択者とならなければならないように、国家もまた「厚みのある国際社会」を形成する積極的な選択主体でなければならない。

では「厚みのある国際社会」を形成するとは何を意味するのか。本報告書では、「社会の成員を市場システムのアクターとみなすのではなく、様々な社会領域において、各人が、初期条件の格差に縛られることなく、人権を尊重され、その潜在的な能力を十分に発揮できるような政治的・社会的制度、それが「厚みのある社会」である。」²と「厚みのある社会」を定義している。この条件を満たすためには、人権の尊重と人道的配慮が不可欠であり、国家は積極的に「厚みのある国際社会」の形成に寄与しなければならない。したがって、「厚みのある国際社会」形成のために対外政策、安全保障政策のパッケージを考える

¹ 本報告書「総論」2頁。

² 同上、3頁。

というのが、本報告書における国際関係分科会の意義である。

以上の趣旨に沿って、次節では本分科会の基本方針を述べる。

9-2. 基本方針

2015年9月に集団的自衛権の行使を容認する一連の平和安全法制が成立、公布され、翌2016年3月に施行された。平和安全法制に加え、与党・自民党が「党の使命」として憲法改正を掲げていることから、今後は憲法改正を通じた集団的自衛権の強化（新三要件に縛られないフルスペックの集団的自衛権）やそれに見合う国防力の充実といった論点が政策課題として議論の俎上にのぼることは間違いない。しかしながら、こうした軍事力偏重の国際関係観に対して、その危険性を憂慮する国際政治学者も少なくない³。

安倍内閣の掲げる「積極的平和主義」は、安全保障環境が厳しさを増す中で、また重大な安全保障上の課題が山積する中で、国際協調主義の観点から「より積極的な対応」が必要であるということとその主旨としている。その上で、「我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していく」と謳っている⁴。言うまでもなく、これはやや軍事的手段の保持または行使を前提とし、それに偏重した政策方針である。石田淳が指摘するように、外交は武力行使や威嚇を手段とする「強制」という要素と信頼醸成や約束を基礎とした「安心供与」という二つの要素から構成される（表1参照）⁵。さらに、外交における威嚇（軍事力の保持）と実際の武力行使（軍事力の使用）を区別する立場からすれば、表2のような区分も可能である。いずれにせよ（どのような区分を採用するにせよ）、対外政策・安全保障政策には武力行使や威嚇などといった強制的（軍事的）側面と、信頼醸成・約束などの安心供与的側面が有り、与党・自民党の安全保障観は前者に傾きすぎているきらいがある。

	外交	
	強制 (cohesion)	安心供与 (Reassurance)
手段 (意図の表明)	威嚇 (武力行使)	約束 (武力行使の自制)
目的 (要求)	現状維持 (抑止 Deterrence の場合) 原状回復 (強要 Compellence の場合)	

表1 外交における強制と安心供与⁶

³ 遠藤乾「安全保障法制：脅しと安心の配分は？」(毎日新聞 2015年5月28日)、藤原帰一「同盟強化より外交力を」(朝日新聞 2015年6月16日朝刊)、石田淳「安保法制と関係諸国：誤解と不信を生みぬために」(朝日新聞 2015年6月21日)。

⁴ 国家安全保障会議「国家安全保障戦略」2013年12月17日、3頁。

⁵ 石田淳「安全保障の政治的基盤」遠藤誠治・遠藤乾『シリーズ日本の安全保障1 安全保障とは何か』岩波書店、2014年、69頁の表を元に作成。

⁶ 同上論文、同頁の表を元に作成。

	軍事	外交	
		強制 (cohesion)	安心供与 (Reassurance)
手段 (意図の表明)	武力行使	威嚇	約束 (武力行使の自制)
目的 (要求)	侵略行為 原状回復	現状維持 (抑止の場合) 原状回復 (強要の場合)	

表2 軍事力の行使と外交における強制・安心供与⁷

本分科会では軍事力ないしは防衛力（その使用・保持を問わず）に一定の役割・機能を認めるものの、それに偏重しない対外政策のあり方を模索しなければならないという立場をとっている。対外政策は強制と安心供与のバランスの上に成り立っているので前者だけで（あるいは軍事的な手段だけで）対外政策の目的を達成することは難しいというのがその理由である。それは9-1の概要に即して言うならば、「厚みのある国際社会」を実現するための人間の安全保障、人間開発、人権保障を通じた国際秩序の構築ということになる。すなわち、一国レベルでの軍事力・防衛力の充実ないしは集団的自衛権の行使容認といった政策対応だけでなく、国際的・地域的に安心供与を追求する秩序作りが不可欠であり、人間の安全保障、人間開発、人権保障を通じた国際秩序の構築は「厚みのある国際社会」の形成にも貢献するものである。かかる国際秩序を実現するための方法を本分科会では「責任外交と平和主義」と位置づけている。

9-3. 責任外交と平和主義

責任外交と平和主義は「厚みのある国際社会」を実現するための不可欠の基盤である。責任外交とは自国の国益にのみ専念するのではなく、安定的な秩序・財・福利・生活を維持するための国際的な制度作りであり、人間の安全保障、人間開発、人権保障の確保がその政策目標である。平和主義とは、国際紛争を解決する上で対話や交渉等の非軍事的な解決手段を軍事的な手段よりも優先することを意味しており、そのためには地域的・国際的な紛争解決メカニズムが不可欠である。

言うまでもなく、責任外交と平和主義を実現するためには複数の条件が必要であり、以下それを「厚みのある国際社会」、「東アジア地域の安定国際社会」「人間の安全保障」「自衛隊のあり方」という四点から詳述していく。これはそれぞれ、国際レベル（厚みのある国際社会）、地域レベル（東アジア地域の安定）、国家レベル（人間の安全保障・人間開発・人権保障＋自衛隊のあり方の抜本的見直し）の政策実践に対応している。

⁷ なお同表の記述は外交と軍事に関しての一般理論的記述であって、我が国の防衛力のあり方に関しての個別具体的な記述ではない（我が国に特化した記述であれば、軍事や外交による強制についての選択はより抑制的・限定されたものとなる）。

9-3-1. 厚みのある国際社会

「厚みのある国際社会」実現のためには国際的な制度作りが欠かせない。しかし、現在の国際社会においては、「各人が、初期条件の格差に縛られることなく、人権を尊重され、その潜在的能力を十分に発揮できるような政治的・社会的制度」が欠落している。したがって、「厚みのある国際社会」を実現するために、現行の国連安全保障理事会の機能を、国連総会や国際司法裁判所に一部委譲し、行政・立法・司法の各機能を強化した上で、国際社会における「法の支配」を確立しなければならない。

しかしながら、これらの条件を現時点で満たすことは難しい。言い換えれば、国際的な制度づくりは地域情勢や国家間関係からの影響を大きく受けるため、国際的な制度づくりそれのみによって問題解決を図ることは困難である（国際的な制度設計を成功させるためには、地域的・国家的情勢の安定とそれを支える各国からの支持が不可欠である）。他方で、「厚みのある国際社会」のためには国際的な制度づくりが必要であり、そのためには国連体制の中で「法の支配」が実現されるような国連安保理改革が必要である。このことは、国家レベルの集団的自衛権の行使容認よりもまずは国際レベル・国連レベルの制度設計を重視すべきということであって、目標設定をあくまでも「厚みのある国際社会」におくべきであるということである（与党・自民党の積極的平和主義を追求したとしても、それ自体が国際社会の平和と安定及び繁栄に資する可能性は低い。国際レベル・国連レベルでのグローバルな対応が必要である）。

要するに、国際的な制度づくりだけでは、国際社会の平和と安定を維持することは難しい。しかし、国際的な制度づくりと地域的・国家的な制度設計は連動しており、国際的・地域的な視点なくして、一国的な政策対応だけで国際社会に平和と安定をもたらすこともまた難しい。「厚みのある国際社会」を志向するためにも、まずは国際的な制度設計とそれがどのような地域的、国家的条件において可能となるのかということ念頭におかなければならない。

9-3-2. 東アジア地域の安定

同時に東アジアの地域的安定にも留意しなければならない。そのためには徒に周辺諸国を刺激するのではなく、すなわち強制ではなく安心供与を重視した対外政策を追求するということである。一方で東アジア地域の政治的・軍事的緊張関係を冷徹に受け止めつつ、中国・韓国との互惠関係に基づく信頼獲得のための外交を展開し、他方では東アジア、東南アジア地域の秩序安定の「ハブ」としての我が国のあり方を打ち出し、東アジア地域の一層の民主化と秩序ある自由の形成のために寄与することが求められる。そのためには東アジア・サミットやASEAN地域フォーラム（ARF）、東南アジア友好協力条約（TAC）など既存のプラットフォームを強化し、信頼醸成や予防外交を通じた対話と交渉に基づく紛争解決メカニズムを構築することが肝要である。

言い換えれば、前述のように与党・自民党の積極的平和主義には国際的観点・地域的観点が欠如しており、一国的視点ないしは日米関係という極めて狭い範囲の中で国際平和を志向している点に特徴がある。そうした視点が不要であるとは言わないが、まずは国際的・

地域的レベルで「法の支配」を実現した紛争解決メカニズムを構築することが急務である。

9-3-3. 人間の安全保障・人間開発・人権保障

国家政策においては人間の安全保障・人間開発・人権保障の観点が必要不可欠である。自国の国益にのみを専念するのではなく、安定的な秩序・財・福利・生活を維持するための国際的な制度設計を行うという責任外交実現のためには人間の安全保障・人間開発・人権保障などの制度的基盤が必要であることは言うまでもない。具体的な政策としては、国際的な制度づくりと人間の安全保障や政府開発援助（ODA）の領域における我が国の積極的な貢献が必要である。現在世界の非識字者は8億人近くにもものぼり、その6割以上は女性である。人間の安全保障の実現のためには基礎教育への援助が欠かせない。人間の安全保障、人間開発、人権保障の基盤としての「厚みのある国際社会」を実現するために、我が国の積極的な経済的・社会的・技術的貢献が求められている。

9-3-4. 自衛隊のあり方の抜本的見直し

同時に、平和主義実現のためには、個別的自衛権に限定した自衛隊のあり方を再確認するとともに、その実効性・法的妥当性を担保するための開かれた議論の場を用意し、拙速とまらない熟議にもとづく自衛体制の在り方について国民的合意を形成していく必要がある。

その上で、自衛隊の法的身分をより明確にするなど国際平和協力業務のあり方を抜本的に見直し、とくにこれまでの国連平和維持活動、人道的な国際救援活動、選挙監視活動等における経験と実績を活かして「軍事協力」に基づかない平和維持のための活動を推進する。また自然災害が多発する我が国における災害救助、救援での自衛隊の蓄積の積極的意義を国際社会に向けて発信するなど、人道支援や災害救助といった側面での国際貢献を実践することが求められている。

9-4. 結び

以上のように本分科会では、国際レベル（厚みのある国際社会）、地域レベル（東アジア地域の安定）、国家レベル（人間の安全保障・人間開発・人権保障＋自衛隊のあり方の抜本的見直し）の三つの観点から、与党・自民党の積極的平和主義のオルタナティブとなりうる政策を提言した。国際社会の平和と安定及び繁栄を実現するためには、国家レベルのしかも軍事的手段や強制的手段に特化した方法ではなく、国際・地域・国家という三つのレベルのバランスを図った慎重な対外政策、安全保障政策が求められている。加えて、「厚みのある国際社会」実現のためには、人間の安全保障・人間開発・人権保障などの非伝統的分野の安全保障政策が必要不可欠である。

[付記]

本分科会報告は、リベラル懇話会結成前の2015年10月29日に主だったメンバーで民主

党代表（当時）であった岡田克也衆議院議員事務所を訪れた際に大賀がアウトラインとして示したもので（参考までに同日の資料は次頁に添付している）、その後三人の分科会メンバー（匿名メンバーを含む）で議論した結果を踏まえ、取りまとめたものである。

資料

